

原発の再稼働・恒久化を狙う
「エネルギー基本計画」の撤回を！
江南市議会に
国への意見書を採択してもらいましょう。
署名にご協力ください。



大飯原発運転差止請求勝利判決5/21

大飯原発運転差止請求勝利判決は国民の原発に対する不安、電力会社・政府の進める原発政策に対する怒りを理論的に理由付けて明らかにしています。私たちの運動を勇気づけてくれました。その中身は裏面参照ください。

判決でも250キロ圏内の人々に事故の影響があることを認めています。私たちの近くには、福井の原発群、浜岡の原発とあり極めて危険です。

私たちは9月江南市議会に政府が「エネルギー基本計画」の撤回を求める意見書の採択を要請する請願書を提出します。ご協力を！



大飯原発運転差止請求勝利判決要旨ポイント裏面にあります。



意見書採択請願署名にご協力を

7月19日(土) 10:00~11:00 スーパーヤマト
8月21日(木) 11:00~12:00 スーパーバロー
ご予約ください。

さよなら原発パレード



場所 平和堂北東側出発
日時 7月13日(日) 10:00から40分程

次回さよなら原発パレード

8月24日(日)
時刻17:00~
場所は同じです。

暑いので各自暑さ対策をしてご参加ください。

終了後暑気払いパーティーを計画します。ご予約を！

革新・江南の会
連絡先 後藤 博
TEL090-7045-8568

大飯原発運転差止請求事件判決要旨のポイント

①人格権が最優先

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である

②本質的に危険

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという性質を持つ。このことは、他の技術の多くが運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのとは異なる原子力発電に内在する本質的な危険である。

③安全神話を断罪

全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。

この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るとするのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。

④コスト優先拒否

被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。